

議案第 7 2 号

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり定める。

平成 2 4 年 8 月 2 0 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例(昭和31年三田町条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,000,000円」を「945,000円」に、「800,000円」を「756,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。